

入札監理小委員会における審議の結果報告

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）

法務省所管の「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」については、平成 25 年度から平成 28 年 9 月までの 3 年 6 か月間の契約として、全国 50 の法務局及び地方法務局（入札単位は 53 入札となる。）において、民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められ、受託事業者を選定するための入札を実施したところである。

1 実施要項の変更について

(1) 実施要項の変更理由

平成 24 年 10 月及び 11 月において実施した入札において、53 入札のうち 42 入札において不調となったことから、入札結果を踏まえ、所要経費を再積算したところ、平成 24 年度国庫債務負担行為予算により対応することが困難となった。

そこで、不調となった 42 入札のうち 3 入札については、平成 25 年度において、所要の予算を確保した上で、次のスケジュールにより、再度公告入札を実施することとし、当該 3 入札に係る実施要項について所要の変更を行うこととする。

(2) スケジュール

ア 入札公告	平成 25 年 1 月頃
イ 提案書提出期限	平成 25 年 2 月頃
ウ 入札書提出期限・開札	平成 25 年 3 月頃
エ 契約の締結	平成 25 年 4 月頃
オ 管理体制・人的体制の確認	平成 25 年 6 月頃～8 月頃
カ 新たな受託事業者による委託業務開始	平成 25 年 9 月～（同 28 年 9 月まで）

なお、当該スケジュールは、平成 25 年度予算の審議状況により変更する場合がある。

おって、当該 3 入札に係る平成 25 年 4 月から同年 8 月までの間は、現行の受託事業者との契約を延長し、引き続き、同事業者に委託することとしたい。

2 入札監理小委員会での審議結果について

上記 1 の入札結果等を踏まえた実施要項（案）の所要の変更については、妥当なもの判断するところ、上記 3 入札については、本事務の実施に支障を生じさせないよう、平成 25 年度において所要の予算措置を講じた上で、適切に受託事業者を選定することを法務省に対して求めたところ。

以上